

地域低炭素投資促進ファンドによる地域応援出資の実施に係る公募要領

平成 28 年 8 月 5 日

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

1. 地域応援出資の趣旨

地域低炭素投資促進ファンドは、CO₂ の排出抑制と地域経済の活性化に資する低炭素化プロジェクトを出資対象としている。今般、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構(以下「機構」という。)は、特に地域活性化効果の高いプロジェクトを対象とし、2. に定める支援(地域応援出資)を実施するため、地域応援出資を希望する対象事業者を公募するものである。

2. 概要

地域低炭素化出資事業に係る出資規程(GF 規程第 14 号。以下「出資規程」という。)第4条に定める対象事業の要件を満たすもののうち、同条第1項第2号に掲げる要件に係る効果が特に高いものについて、出資規程第6条第2項第1号に定める要件(「機構の出資額が総出資額の2分の1未満であること」)は適用しないこととする。ただし、応募段階において、3. に掲げる両条件を満たすものに限る。

3. 地域応援出資の条件

(1) 民間資金の呼び水効果として、以下の条件を満たすこと。

- ① 民間事業者(金融機関を含む。)から対象事業に対し総事業費の1/2以上の出融資(またはそれに相当するもの)が見込まれること。

(2) 地方公共団体の関与として、以下の条件のいずれかを満たすこと。

- ① 地方公共団体又は地方公共団体が出資する団体から対象事業への出資(またはそれに相当するもの)が見込まれること。
- ② 対象事業を行うため、地方公共団体が所有する施設、設備、土地等を賃貸その他の方法により利用することができることと見込まれること。

4. 地域応援出資の総額の上限

地域応援出資の総額は 3 億円を上限とする。

5. 募集対象

対象事業者

6. 募集期間

平成 28 年 8 月 5 日～12 月 31 日

・募集期間における申請案件については随時審査手続きを実施する。

・出資決定の総額が4. に定める上限に達した場合、募集は終了することとする。

7. 応募書類の提出

出資規程に定める申請書類のほか、3. (1)及び(2)の根拠資料、地方公共団体の推薦書、地域貢献の説明資料

8. 審査(出資規程に基づく適正な審査を行います。)

・**予備審査**…応募があった案件は、応募書類に基づき予備審査を行う。

(必要に応じ申請者と打ち合わせ等を実施し、事業性、政策効果等の観点より審査する。)

・**本審査**…予備審査を通過したものは本審査に着手する。本審査に着手する場合、その旨を申請者に通知する。本審査では外部アドバイザー(法律・技術等の専門家)を活用し審査する。

・出資決定に当たっては、外部専門家等で構成される委員会の意見を聴取する。出資決定案件は機構ホームページにて公表を行う。

9. スケジュール

- 申請者の公募は、6. で定める期間において随時受付を行う。
- 申請内容は、8. の手順に則り、個別に審査を行う。
- 事業選定後、やむを得ない理由がある場合を除き、申請者は平成 29 年 3 月 15 日までに当機構との出資関連契約の締結を行うこととする。

以上

平成 年 月 日

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
代表理事 末吉 竹二郎 殿

㊞

地域低炭素化出資事業基金による出資推薦書

下記事業を地域低炭素化出資事業基金における出資の対象事業者として推薦致します。

実施事業の内容		
実施事業者	事業者名	
	所在地	〒 TEL FAX
推薦理由	① これまでの〇〇（地方公共団体名）との関わり等	
	② 本事業で期待される地域活性化効果	
	③ 本事業における事業者の役割	
地方公共団体の 連絡先	担当部署・担 当者名	
	所在地	〒 TEL FAX

(注)上記の説明に必要な資料は別途添付してください。

(注)ご推薦頂いた対象事業について、地域低炭素化出資事業に係る出資規程(GF 規程第14号)に基づく審査をさせていただきますので予めご承知おき下さい。